No. 30

発行 17.11.10

JR東労組

第9項 出向先会社の休日明示は、生活設計の観点から2ヶ月前に明示すること。

会社の認識

- ・グループ会社等に出向するエルダー社員の労働時間・休日等については、出 向先会社の規定による。出向会社が決定するのが大前提である。
 - ・法的には勤務指定のみ行えばよい。JRはプラスアルファーで明示している。

組合の主張

- 本体エルダーと出向するエルダーで条件が異なることはあってはならない。
- 本社は責任を持ってグループ会社に要請すべきである。
 - ♀ ・ 短日数勤務、休日増、2ヶ月前の休日明示はセットにならなければならない。

本体勤務のエルダー社員が全系統・職種・職名に配置されることから技術継承・技能伝承するための仕組みを各系統・職場で示すこと。 また、将来にわたる本体に残すべき技術・技能を明らかにし、本体勤務のエルダー社員の役割を明確にすること。

会社の認識

- 技術継承・技能伝承はOJTが基本であり、現在でも行われている。
- 乗務員本体エルダーは自区にて、訓練やCSの場の中で経験を語ってもらう。
- 業務運営、人材育成、技術継承・技能伝承を本体勤務の中で行う。

- **組合の主張**・本体エルダーの役割が各系統で明確になっていない。業務運営の要員になっ ている。具体性がない中で技術継承・技能伝承ができるのか。
- 役割を果たせる環境を会社の責任としてつくるべきだ。

※今回本体勤務枠拡大に伴い①職務手当②技能手当③行先地手当を追加し、関係する業務に従事 する場合支給される事を確認!

第11項 助役エルダーは人材育成、業務運営を目的に行うため、「人事評定」は行わせないこと。

会社の認識

- 今までやってきた業務を引き続き行ってもらう。「人事評定」は人材育成のた めに行うものである。
- •「人事評定」も人材育成も大変な仕事だがやりがいがある。

組合の主張

- 賃金半分、責任の度合いは同じ、労働時間も変わらず働きがいを感じない。
- 助役エルダーの重責を少しでも軽減し、人材育成のためにプラスワンの要員 配置とするべきである。

第121頁 来年度退職予定者を対象とした面談では、労働条件について明確に示せない現実があったことから、労働条件を今交渉で明確にした上で再面談を行うこと。

会社の認識

- ・再面談となると時間的な余裕がない。行うとなると2ヶ月ぐらいかかる。
- 労働条件が確定すれば、周知をしなければならない。
- 精力的交渉を行って行きたい。

組合の主張

- 本体エルダーと出向するエルダーで条件が異なることはあってはならない。 今交渉を通して感じたことは、改めて 65 歳定年を求める
- 労働条件が確定しない中で再面談とはならない。労働条件を確定させ、再面 談することを強く要請する。

社はエルダー組合員が安心して**聞**ける環境を示すべき!!